お問い合わせ先

海上保安庁海洋情報部技術・国際課 海洋情報渉外官 三宅武治 電話 03-3541-3685 (内 530)



平成21年6月5日海上保安庁

## 第4回臨時国際水路会議の開催結果

平成21年6月2日~4日に、モナコで第4回臨時国際水路会議が開催されました。

今回の会議では、改正国際水路機関条約を早期に発効させるための取り組み、国際水路機関(IHO)の組織改革に伴う新体制への移行計画、航海用電子海図(ENC)刊行区域の充実や品質の向上に努めることなどが決定されました。

- 1.日程 平成21年6月2日(火)~6月4日(木)
- 2.場所 モナコ公国
- 3 . 参加国

アルゼンチン、豪州、フランス、ドイツ、日本、マレーシア、 ノルウェー、シンガポール、南アフリカ、英国、米国等 (IHO 加盟国から53カ国及び15の国際団体等)

- 4 . 主な出席者 海上保安庁 加藤 茂 海洋情報部長ほか2名
- 5.会議の結果
  - (1)改正 IHO 条約の早期発効

第3回臨時国際水路会議(2005年)において、IHO 条約の改正議定書が採択されました。この議定書は、 現在のところまだ発効に至っておりません。(我が国は 2006年に批准済み。)

会議では、全参加加盟国から批准状況が説明され、 批准していない加盟国は早急に批准するよう更に努力 することとされました。

## (2) IHO 新体制への移行計画

改正 IHO 条約が発効した時点ですぐに新体制に移行できるよう、新体制での業務計画や予算計画が決まりました。

## (3) ENC の品質向上等

国際海事機関(IMO)の海上安全委員会(MSC)の第86回会合において、船舶への電子海図表示システム(ECDIS)搭載義務化が採択される見込みであり、更なる十分な質と量のENCの刊行が必要とされています。これを踏まえ、会議では、各加盟国はENCの刊行が不十分な加盟国を支援すること、地域水路委員会等の下で国際的に協力してENCの品質を向上させることなどが決まりました。

## (参考)

国際水路機関: International Hydrographic Organization (IHO) 国際水路機関条約に基づく国際機関であり、航海の安全及び海洋環境の保護を支援するために 1970 年に設立。 (加盟国:80カ国)

航海用電子海図: Electronic Navigational Chart (ENC) 安全で効率的な船舶の運航を支えるため、海図情報を電子化した海図。

国際海事機関: International Maritime Organization (IMO) 海上の安全、能率的な船舶の運航、海洋汚染の防止等に関する勧告を行う機関。

海上安全委員会: Maritime Safety Committee (MSC)
IMO の委員会の1つで、海上の安全に直接影響のある事項
を審議し、関連する国際条約の採択、改正等を行う機関。

電子海図表示システム: Electronic Chart Display and Information System (ECDIS)

ENC を画面上に表示させる装置のこと。従来の紙海図の情報に加えて、画面上に自船等の位置や速力、針路などの情報を表示することができ、また、浅瀬など危険海域に近づいた時に警報を発することができる。